

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

草津市長 橋川 渉

市町村名 (市町村コード)	草津市 (252069)
地域名 (地域内農業集落名)	笠縫地区 (上笠、川原、新堂、集、下笠馬場、下出、井之元、市場、寺内、北出、南出、小屋場、浜、松原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農用地区域の割合も多く、農業基盤が整備されている地域では集積も一定進んでいるが、法人や他地区からの参入割合が比較的高く、耕作地の分散が見られる。
 ・市街化の進行により農地が減少している。
 ・農業者の高齢化や後継者不足、農業離れが進んでいる。
 ・カラスやアライグマ等が出没し、農業に影響を及ぼしている。
 ・未整備田では受け手が少なく、農地の保全・管理の面で課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦等の土地利用型作物以外に、野菜等の高収益作物の作付を推進する。
 また、直接販売や直売所等への出荷を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	227.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	227.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・稲作と畑作、農業を担う者ごとの耕作地についてエリア分けを検討し、農業の生産効率の向上や農地の集約化を図る。 ・用水管等更新整備事業の実施区域については、事業実施に併せ、集積・集約化へ向けた取組を行う。 ・当事者間の話し合いを促進し、集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に基づき将来の農地の集積・集約化を目指し、農地中間管理機構を通じた貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
下笠町を中心とした174ha(浜街道より西側)で、暗渠排水、排水路の更新事業実施に向け、関係者の同意に向けて協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
意欲のある小規模農家や、入作を希望する認定農業者、新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カラス・アライグマ等の鳥獣被害について、効果的な手法を検討する。
- ②滋賀県が推奨する「環境こだわり農産物」の基準に基づく栽培に引き続き取り組む。
- ③農作業の効率化・省力化に向け、スマート農機の導入を検討する。
- ⑦未整備田の保全・管理についての対応方法を検討していく。